

六条家と二条家

『井蛙抄』をめぐる歌壇の状況

野 中 和 孝

はじめに

十四世紀半ば過ぎに成立した『井蛙抄』は、為世から二条家秘伝を伝受した（注1）頼阿（正応二―1289年生）応安五（1372年三月―二日没）が記した歌学書であるが、従来当家秘伝のみを記すはずの歌学書に、他家秘伝をも記していることはすでに指摘した。その中に歌の家としては消滅に瀕していた六条家秘伝を、当時隆盛を極めていた二条家が引き受けるという事象を確認することができる。

本稿は、『井蛙抄』巻六（雑談篇）に記された六条家秘伝を検証し、この時代の歌壇が二条家を中心として、どのような時代状況になっていたのかを捉える。これは現存の冷泉家時雨亭文庫において、六条家秘伝書が存在すること（注2）を知ることになったことが、起筆のキツカケとなったことを申し添えておく。

一 1 独占かまぐび

〔用例1〕

六条家と二条家 『井蛙抄』をめぐる歌壇の状況

一条法印云。左大将家「六百番歌合」の時、左右人数日々二参じて加評定て、左右申詞を被書けり。自余人数不参の日あれ共、寂蓮・顕昭八毎日二参ていさかひありけり。顕昭八ひじりにて独古ヲ持タリケリ。寂蓮八かまくびもたてゝいさかひけり。殿中ノ女房、「例ノ独古かまくび」と名付られけりト云々。(第三五節)(注3)

『六百番歌合』は建久三(1193)年九条良経が企画出題した歌合であり、新古今集撰集(三四首入集)など、後世の和歌史に大きな影響を与えた。判者の藤原俊成にとっては、自らの歌論を展開する足掛かりとなったといえる。このときの歌の判定をめぐる、六条派の顕昭と御子左派の寂蓮との二人の論争が二十番にわたり繰り広げられ、この二人の論争の様子が「独古かまくび」といわされたというのである。

源俊頼(天喜三(1055)年)大治四(1129)年一月)や藤原基俊(康平三(1060)年)康治元(1142)年一月一六日)らの没後、歌壇の中心を担ったのが六条顕季の二子、顕輔(寛治四(1090)年)久寿二(1155)年)である。六条家は歌の家として万葉集他の典拠を重視する実証主義を確立し、その歌評意識は清輔、重家と続き、顕輔の養子となった顕昭(大治五(1130)年)承元三(1096)年頃)へと継承されていく。顕昭は守覚法親王の信任を得ながら、多くの注釈書を著すが、『六百番歌合』の際の寂蓮との論争が六条家歌論の基礎となったことは間違いない。

俊成の歌評意識を表わす『六百番歌合』の判詞が残されている。秋・残暑、六番の判詞の例を次に示す。

打ち寄する浪より秋の竜田川さても忘ぬ柳蔭かな(左・女房)

秋浅き日影に夏は残れども暮るゝ籬は秋の上風(右・信定)

判云、左歌、「波より秋の」など、いとおかしくは見え侍を、「柳蔭」にとりてぞ、竜田河は「紅葉流るゝ」など古くも詠めるは、今少し幽玄に侍を、「柳蔭」は中古も詠み侍れど、少し俗に近くや侍らん。右歌、先に二番の右にや侍つる歌の同心詞には侍れど、「秋浅き」、聞きにくしとも覚え侍らず。「暮るゝ籬」も、艶にこそ聞え侍

れ。左は首尾相叶、難なく見え、右は有余情之体に待べし。なずらへて可為持。

俊成は後に歌論書『古来風体抄』を著し、また、多くの歌合判詞の中に「幽玄」「艶」の言葉を使用している（注4）が、その二つの評語がここに見いだせるのである。これらの評語に添えられた言葉はそれぞれ「首尾相叶」「有余情之體」であることに注目したい。

また、同判詞には、俊成の有名な言葉として後世伝えられる、「源氏見ざる歌詠みは遺恨の事なり。」（冬・枯野、十番）が見いだせるのである。

次に、『六百番歌合』の左方の方人であった顕昭が、俊成の判詞に反駁した『六百番陳状』の記述がある。春上・元日宴で、万葉集の例歌を三首示した後に、次のように記す。

故六条左京大夫顕輔卿被申侍しは、先親修理大夫顕季卿予に万葉集を講し給ひし時云、万葉集はたゞ和歌の竈にて納箱中て可持。常に披みて不可好誦。和歌損ずる物なりと云々。又後日ニ、俊頼朝臣同様に諷諫仕りき。但此兩人、共に万葉の詞を取りてよく詠ぜる人なり。

ここに顕昭は、養父の顕輔が庭訓とした「万葉集はたゞ和歌の竈」が父の顕季から伝授された教えであることを述べている。さらには同門（顕季 顕輔の六条藤家に対し、六条源家と称される）の源俊頼の姿勢にも言及しているのである。

『井蛙抄』で寂蓮・顕昭の論争が記されたのは、二条家の祖、俊成から定家、そして定家からその子孫へと口伝として継承されたものと思われる。まさに六条家と御子左家の一騎打ちとなった、これまでの史上最大の『六百番歌合』は、「歌の家」にとって忘れられない大企画であったことをうかがせるのである。

一 2 仁安六条院践祚時

〔用例2〕

戸部云。大嘗会哥八仁安六条院践祚時、大夫人道詠之。貞心後堀河院御時、被仰京極中納言、堅申子細。仁安も非嘉例之上、現任ノ公卿など不詠。儒者若八諸大夫などの家より出たる輩詠来故也。「可拳申其仁」之由、西園寺内々被申之間、「家隆知家等可為其仁歟」之由申之。是皆自諸大夫家出たる故也。（第四一節）

大嘗会歌とは天皇の即位式前に行われた践祚式の料として詠進される屏風歌のことである。悠紀（ゆき）・主基（すき）の二方に奉仕する歌人には、「現任ノ公卿など不詠」「儒者若八諸大夫などの家より出たる輩」とすると決められている。仁安の年すなわち六条天皇のときは大夫人道俊成に任ぜられ、貞心の年すなわち後堀河天皇のときは京極中納言定家に任ぜられた。さらに西園寺公経が内々に命ぜられ、歌人を求めたところ、当初「家隆知家等」が推挙されたのである。

家隆（保元三二258年）嘉禎三二237年四月九日）は『守覚法親王家五十首』の歌人を務めるなど、法親王の信任があり、また、隠岐配流の後鳥羽院との篤い信頼関係もあり、六条家と親密であった。また、知家（寿永元二82年）正嘉二二258年一月）には、後述するように六条家流でありながら、晩年に御子左派の定家門下となった経緯を持っている。

橘逸成編『古今著聞集』巻第五には和歌説話が記されているが、家隆について次の逸話を記す。「土御門院御百首」の折、御製歌をまず家隆にお見せなり、「あまりに目出たく不思議におぼえ」たので、詠者の名前を隠して定家に送ったところ、「合点して褒美の詞」が付されて返ってきた。さらに後嵯峨院の御時の「百首歌」では、同様に御製歌を家隆にお見せになると、家隆は「見もはてられず前にうちおきて、はらはらと泣いた。家隆についてはこの他に三つの

逸話が記され、定家と並び称された歌人として扱われている。

また、同書には知家について次の逸話を記す。順徳院の御時の「当座歌合」の折、作者名を隠して衆議判で行われたとき、「古寺の月」の題で知家に命じられ、「昔おもふたかの山のふかき夜に暁とほくすめる月かけ」（後撰集卷十七入集）と詠すると、院の「御感」があった。知家はその後、褒美としていただいた厚紙（鳥の子紙）を住吉神社に奉納したとされる。知家についても家隆同様に高い歌徳人として扱われている。

『井蛙抄』で俊成・定家の名とともに、家隆・知家の名が並び称せられているのは、右の『古今著聞集』と同類の説話に拠っていることがわかる。家隆は後世に家隆流として伝えられる（注5）が、御子左派の定家には忘れられない二人の歌人の偉業を伝えることが必然であったのであり、さらに頼阿にとつても、定家同様の扱いをしたのである。

一 3 知家卿父顕家非堪能

〔用例3〕

又云。知家卿、父顕家非堪能。此道事微弱、京極中納言取立諷諫之。彼家説も父より八不受。中納言入道、其家説かやうなるぞとをしへたてられて、器量たりとて、哥合などにも毎度称美之。新勅撰哥数なども被賞翫。老後まで当家门弟にて侍しが、中納言入道逝去之後、向背の心出来て、「宝治御百首哥」、非当家風躰事共おほくよめり。不知恩事也。（第四一節）

顕家・知家父子は六条家流を継承するが、とりわけ知家は「彼家（注 六条家）説も父より八不受」、また、御子左家の定家に入門後、「其家（注 六条家）説かやうなるぞとをしへたてられ」て、定家の教えを受けていた。しかし、老後になって定家が逝去すると、「向背の心」が生じ、「宝治御百首哥」では「非当家（注 御子左家）風躰」の歌を多

く詠んだのである。

宝治百首は続後撰集撰進のために、応制百首の詠進の命が下ったもので、宝治元（1247年）に歌題が下され、同二年に詠進が完了している。ここで注目されるのが、冷泉家時雨亭文庫に「宝治百首 六条知家」と外題された一本（歌題・和歌本文ともに、主に漢字交じりの片仮名書き）が存在することである。もちろん、これは撰者を務めた為家のもとに、撰集資料として提出されたときのものであろうが、他家（六条家）の家集を撰集後に捨てられることなく、その手元ひいては現在の冷泉家に残されているというのである。

宝治百首を詠んだ時、六十七歳の知家（寿永元（1232年）～正嘉二（1258年）一月）は定家子の為家に対して、「判のおもむき定めてひかこと承て侍りつらめといさゝかおほつかなき」（『蓮性陳状』、後嵯峨院歌合の判者は為家）として、非難している。このようなことがあって、「不知恩事」とされたのであるが、その百首歌が為家の手元に残されたのは、さまざまな要因があるにしても、確かな事実として受け止めるべきである。

『井蛙抄』では知家の逸話が多く語られている（巻六第四一節～第四四節の三節にわたる）。知家に歌道上の反旗の心があったかどうかは定かではないが、少なくとも定家歌論を重視する頼阿にとって、「定家卿不難之可為勝之由定申」「定家卿殊更わきまへ申事にて候き」「多く定家卿の判ばかりを書のせ候」（『蓮性陳状』）として、定家歌論を抛り所とした知家の歌評意識は見逃せなかつたのである。

一 4 隆博卿八行家二八おとりて

〔用例4〕

小倉黄禪云。隆博卿八行家卿二八無題二おとりて世もおもへり。誠二さこそ侍りけめ。

龜山院御時、山城国名所ヲ賦する「百韻御連哥」侍しに、よのつねのやさしき名所八略過て、「今八俗二いひつけたる、『からすきがはな』『四の宮が八ら』などやうの名所をもとるべし」とさたありし時、為氏卿、ちぎりしのミヤか八らざるらん

と被付たりし。叡感もあり。諸人奇特ニ思ひて、隆博卿、すこしの相對にも及がたき由、人々思たり。勅定ニ「隆博付よ」と仰事侍けれバ、

つらからずきかバなべてぞたのまゝし

と付たりし。「さすが也」と云さた侍りき。(第四五節)

行家・隆博父子はともに和歌に優れていて、とくに行家は続古今集の撰者に加撰されたこと(第一節)や、「弘長仙洞百首」の歌人となり、「誠哥」ことにおほやけしく、たけたかく、うるハしき躰」「百首八是を本にて詠ずべし」と評されたこと(第二六節)が『井蛙抄』に記されている。隆博は永仁勅撰の撰者に指名される(同元1293年八月二十七日、『伏見院宸記』)ほどであったが、奉納以前に逝去してしまう。

隆博(生年未詳、永仁六1298年二月五日)は八省のうち三卿(刑部・宮内・大蔵)を歴任するという、官位に恵まれたところがあるが、現存する私家集がない。歌人としては勅撰集に六十二首入集しているから、相應の歌人である。仁和寺関係の歌僧の歌が多く入集している『閉月和歌集』(高松宮蔵本)には、永仁勅撰の撰者四人のうち、為世四首、雅有・為兼各二首なのに対し、知家は五首入集している。六条家で見ると、知家四首、行家二首が入集しており、歌家の扱いとしては相應であろう。

『井蛙抄』で為氏と連歌を対等に詠み合う隆博に、龜山院の「さすが也」という評価が下されている。これは頓阿独自の評価(同情)というよりも、当時の二条家の他家尊敬の姿勢の表れではなからうか。俊成・定家以来の御子左家の

歌論の中で、『六百番歌合』をはじめとして、六条家は一家を凌ぐ歌の家として扱われることが多かった(注6)が、その歌論は等閑にはできない伝統歌論として尊重されていたのである。

一 5 隆教卿わかくて八非器也

〔用例5〕

隆教卿、わかくて八非器也。住吉・玉津嶋へ被参詣けり。近比八道もさる躰二成て、人も思たりき。哥合判詞などかゝれたる八、世に昔覺たる様二見えき。先年、宗匠、亭ノ会にも被来き。披講躰、もてなしたるさまなど、さる人とおぼえき。故宗匠も九条二位が披講ノ席ニアルテイ、惟繼・実任などに八、さすが不相似とて被感き。

(第七七節)

隆教は顕季より六代目、知家より三代目の六条家流であり、父隆博の指導により歌の家の教えを継承し(注7)、歌の神である住吉・玉津嶋の両神社にも参詣していた。また、「哥合判詞などかゝれたる八、世に昔覺たる様」と言われるように、世の評判もよかつたが、どうして「非器」とされ、後に歌徳を失くすようなことになるのか。

隆教(文永六 1269年～貞和四 1388年一〇月一五日)は、晩年の七十五歳の時、花園上皇の企画監修による、光厳上皇独撰の風雅集撰集計画が持ち上がった際、「前藤中納言(資明か)に書状を送り、撰者が一人であるのはよくないから是非私を召し加えて欲しい、と希望した」が、かなわないことがあった。「この事は隆教が撰集計画の全く圏外にいた事」の表れ(注8)とされるが、隆教にはさまざまな失態が見て取れる。花園上皇による、次の日記を示す。

大嘗会和歌、悠紀資名卿、主基隆教、内々進之、朕一見之処、難波宮梅詠之、此事聊可有議歎之由、内々申之、仍有御尋之処、季経元応資宣正応等、詠之由申之、然而事儀尚聊可避之歎、後日詠改之、可然事也、又此河石者為皇

鞆卜詠之、聊似有議、又可有御尋歟之由申之処、日本紀新羅王詞之由申之、非深難歟、仍不及改之、但聊似無詮歟、
…(中略)…本文、房範在成等朝臣書進之、一見之処無相違、今度清書、悠紀行尹、主基行信也(『花園天皇宸記』
元弘二年 1332 一月七日条)

隆教は花園上皇との間に、さまざまなトラブルを起こしていることが知られる。これらの事情は宮中に広まらないはずはなく、為世の耳にも入ったことであろう。

『井蛙抄』に隆教の逸話を記すのは、先の四五節と同様の事情があるからではないか。すなわち、二条家が伝統歌論を継承する六条家秘伝を尊重しているということであり、さらに言つと六条家寄りに記された賛辞の言葉を、ここに引用しているというのである。少なくとも、『井蛙抄』の記述によると、『六条家と二条家』の合流の事象を推測させてくれるのである。

二 『毘沙門堂本古今集注』について

同本については、平成一〇(1998)年一〇月に、片桐洋一氏による『毘沙門堂本古今集注』の刊行(注9)とともに、詳細な「解説」が付されることにより、細部が明らかになった。本稿では、片桐氏の論考を傾聴した上で、二・三の私見を述べてみたい。

まず、片桐氏は同本について、さまざまな検証を行った末に、次のように総括している。

『毘沙門堂旧蔵本古今集注』は、六条家の末流ともいふべき行家・行家の流で伝えられて来たものを、おそらくは延慶二(130)年の『延慶両卿訴陳状』に見られる歌壇史的状況の中で、二条正流とは距離を置くポーズをとり、そしてそれゆえに京極為兼に好意を抱く人物が今の形にまとめあげたものということになる(同書28頁)

ここで、「六条家の末流ともいふべき知家・行家の流で伝えられて来た」とするのは、引用の古今集本文や傍書部分の本文が「六条家の流れを汲む人や二条家の流れを汲む人からの相伝を得て校合したり、そのままに採用したりしている」(同書11頁)からとする。知家・行家を「六条家の末流」とするのは他に正流があつたと思われるからである。もちろん、このことは「二条家正流とは距離を置く」ことになるのであるが、今日までに家説の相伝状況を伝えている、延慶三(1310)年に成立の『延慶両卿訴陳状』(注10)、応永一七(1410)年成立の『了俊歌学書』(注11)などにより、定家の口伝を継承しているはずの二条家・冷泉家・京極家の三家間に、相伝上の争いがあったことが明らかである。さらに片桐氏は次のように付記している。

その伝授の対象は、中央の歌壇や文芸文化とは隔絶した場所において、その中央の文化と権威を求める武士や法体の人々であると言つてよい(同右)

伝授の対象を「武士や法体の人々」とするのは、為家の妻に宇都宮頼綱女を迎え、為氏・為教を得たこと、また、為相の母となる阿仏尼が相続争いで関東に直訴して勝利を得たことからも、歌の家である御子左家さえも、武士と縁続きの家計となつたことがあげられる。さらには二条家の正当な継承者として、初めて法体の頼阿がなつたことも見逃すことはできない。

片桐氏のこれらの推測は、同氏の卓見に基づくところが大きい。それにあやかつて私見を述べると、本稿で扱う「六条家と二条家」の合流には、いまだ明らかになつていないさまざまな事象があることを予測させる。とはいえ、頼阿の時代にすでにその事象は顕れていたことには間違いない事実なのである。

六条家は隆教の一子、隆朝、さらに行輔の代で、歌の家としての役割を消失する。『井蛙抄』において記述されるのは、隆教までであった。

『井蛙抄』巻六（雑談篇）には、為世から伝授した二条家秘伝を記すにとどまらず、冷泉家・津守家、そして六条家などの他家秘伝までもが記されている（注12）。このことは家の書が持っていた二家相伝のルールを逸脱していることになるのである。それではなぜ、『井蛙抄』にはそのような他家秘伝が記されたのか。それは一つに二条家はその権威を失くしていたからであり、さらには為相の一子、為秀を当主とする冷泉家が台頭するときも、伝統の六条家が消滅していくという歌壇の状況で、二条家がいまだその秘伝の受け皿になっていたからである。

歴史は繰り返される。その後しばらくして二条家が消滅し、その受け皿として冷泉家が生き残るようになる（注13）。今回はその端緒として、「六条家と二条家」の合流の事象を述べるにとどめておきたい。

注記

(1) 頼阿は二条家正統の伝授（受）者である。『古今伝授血脈』には次のようにある。

為世卿（新後撰、続千載撰者）

頼阿（享保九年十一月二日霊元院法皇仰云、草庵集八頼阿自撰也、頼阿八為世卿門弟にて二条家

伝授人也）

経賢

(2) 平成三年年一〇月二十九日、三〇日開催の、和歌文学会第五七回大会（於、龍谷大学）の口頭発表表において、藤本孝一氏は「擬定家本について、二条家本・三井寺本の写本研究」と題する報告後の質疑応答の中で、「冷泉家の古文書には、ひとまとまりの六条家歌書が存在する。」と述べている。

(3) 『井蛙抄』巻六の本文は天理図書館蔵本を底本とした、拙著『井蛙抄雑談篇 注釈と考察』（和泉書院、平成一八年三月）を使用して
いる。

六条家と二条家 『井蛙抄』をめぐる歌壇の状況

- (4) 俊成著『古来風体抄』に、「歌はただよみあげもし、詠じもしたるに、何となく艶にもあはれにも聞ゆる事のあるなるべし。もとより詠歌といひて、声につきて善くも悪しくも聞ゆるものなり」とある部分。また、西行歌を判じた『御裳灌河歌合』に、「鳴立つ沢のといへる、心幽玄に、姿及び難し」(十八番右歌)とある部分。
- (5) 三輪正胤著『歌学秘伝の研究』(風間書房、一九九四年三月)参照。家隆流には、『和歌灌頂次第秘密抄』(第一類本、一部が、『六条家秘抄』が重視されていた)。
- (6) 俊成・定家の歌論を見ると、俊成が大部の万葉集秀歌が引用している(『古来風体抄』上)のに対し、定家は、『常観念古歌之景気可染心』とし、見習つべき歌として、「古今・伊勢物語・後撰・拾遺・三十六人集」を挙げている(『詠歌大概』)。
- (7) 佐々木孝浩『九条隆博伝の考察』(一)(二) 永仁勅撰撰者の生涯(『三田國文』第一四号および第一六号所収、平成三年六月および同四年六月)を参照されたい。
- (8) 井上宗雄氏の名著『中世歌壇史の研究 南北朝期』(改訂新版、明治書院、昭和六二年五月)。井上氏による博搜を参照して、隆教の失跡を拾ってみると、隆教五十歳の文保二年大嘗会歌の失態(天皇が事前に為藤に見せたところ、為藤は詠歌の詞の不吉な点を指摘)、文保百首に入りながらも続千載集(撰者二条為世)に入集せず、などがあり、このことから、「為世との間に何かあったのではないかとされている。
- (9) 八木書店より発行。片桐洋一編『毘沙門堂本古今集注』は、本文影印の後に、25頁からなる解説があり、さらに「声点付和語語彙索引」が付される。
- (10) 『延慶両卿訴陳状』(東山御文庫本)に、「詞の是非 自身分別せしむるの様 授くるをもつて本意となす者か。為世卿かたがたもつて撰者の器にあらず」(為兼第二度陳状)、「為兼卿 自身を堪能と称さつとせば、詠哥更に先賢の秀逸に似ず」(為世第三度訴状)、「その篇目等、為世卿存知の限りにあらず。当家と他人と相交はる事、新古今・続古今の両度なり」(為兼第二度陳状)、「所詮早かに篇目を召し下され、子細を申すべき者なり」(為世第三度訴状)、「かの卿相伝の文書は、定家卿自筆の古今集一部、貞永記二十卷、青表紙源氏物語壹部なり。源氏物語の於いては、為氏卿存日になほ借り失はれをはんぬ」(為兼第二度陳状)、「為世所持の文書等、為兼卿存知すべからざる者なり」(為世第三度訴状) などとある(句読点は小川剛生氏)。
- (11) 『了俊歌字書』(冷泉家時雨亭本)に、「為世卿の門弟の中には、四天王とか云て、かれらか哥さまを…故為秀卿の弟子に成にぎ。其四

天王は淨弁頼阿能与兼好等也」「かれらか申しは、古今の説の事は、昔、為氏卿為世卿二代の時、為相卿と問答に、一天下の隠なく成て侍しかは、今更「二条家を不可改。さりながら、今此御門弟に参て、直に説をうけ給に、かのせつはあさまに成て侍」とそ、此法師等は申侍し。其「二条家冷泉家の古今の説、相違の条々（以下略）」とある部分（句読点は野中）。

(12) 注3の解説中に、「天理本『井蛙抄』の性格」を参照されたい。

(13) 注(1)の藤本氏による「冷泉家と二条家本」(『しくれてい』第34号所収、平成二年九月)、および赤瀬信吾氏による「家伝書籍古目錄少々二通・家蔵書目録解題」(冷泉家時雨亭叢書、中世歌学集、書目集、所収、一九九五年四月)参照。読群書類従本「御子左系図」では、(冷泉) 為相・為秀・為邦(為明卿子)・為尹(実為邦朝臣子也)とされているが、赤瀬氏は、為尹の父為邦が「二条為明の養子となつたため、為尹は祖父為秀の養子となつた」、為邦が二条家を継いだ関係から、二条家の途絶した後、二条家の蔵書は為邦の子の為尹、さらにその子の為之へと伝えられることとなつたらしい」とする。